

令和7年度児童生徒の体力・運動能力調査記録集計等業務委託契約書（案）

- | | |
|---------|--|
| 1 業務名 | 令和7年度児童生徒の体力・運動能力調査記録集計等業務委託 |
| 2 委託料 | 金 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円） |
| 3 契約期間 | 契約締結日から令和7年12月3日まで |
| 4 契約保証金 | 免除 |

岩手県（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）とは、上記業務の契約について、次のとおり契約を締結する。

（総則）

第1条 甲は、別添業務仕様書に掲げる委託業務（以下「委託業務」という。）の実施を上記委託料及び委託期間をもって乙に委託し、乙はこれを受託した。

2 乙は、委託業務の実施に当たっては、同仕様書に従い、これを誠実に実施しなければならない。

3 乙は、この契約による事務の処理又は事業の遂行をするための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（指示）

第2条 甲は、乙に対して、委託業務の実施に関し必要な事項について指示することがある。

2 乙は、委託業務の実施に関し必要と認めるものについては、甲の指示を受けるものとする。

（運用管理者等）

第3条 乙は、委託業務に従事する者（以下「運用管理者等」という。）の選定に当たっては、必要な知識及び技能を有し、かつ、委託業務を適切に処理できると認められる者を選定するものとし、この契約の締結後、速やかに運用管理者等名簿を甲に提出するものとする。

なお、運用管理者等の変更があった場合には、直ちに、書面をもって甲に通知するものとする。

2 甲は、運用管理者等が委託業務を処理することが不適當であると認められる場合は、乙に対し、運用管理者等の交代を申し出ることができる。

3 乙は、甲からの前項の申出があった場合は、運用管理者等を交代させるものとする。

（委託業務内容の変更等）

第4条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止させることができるものとする。この場合において、委託料及び委託期間を変更する必要があるときは、甲、乙協議して定めるものとする。

（損害賠償等）

第5条 委託業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、乙が負担するものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰する理由による場合は、この限りでない。

（業務完了報告及び完了確認）

第6条 乙は、委託業務が完了したときは、業務完了報告書（様式第1号）を甲に提出し、その確認を受けなければならない。

2 甲は、前項の規定による書類を受理したときは、当該提出を受けた日から起算して10日以内に、当該書類を審査し、委託業務の実施状況がこの契約に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置を取るべきことを乙に指示するものとする。

3 乙は、前項の規定による指示に従って措置した場合は、その結果を甲に報告するものとする。
(委託料の請求等)

第7条 乙は、前条の規定による委託業務の完了確認を受けた後、委託料請求書(様式第2号)を甲に提出するものとする。

2 甲は、第1項に規定する請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に委託料を支払うものとする。
(遅延利息)

第8条 甲は、自己の責めに帰すべき理由により、委託料の支払を遅延した場合においては、乙に対して、支払の日までの日数に応じ、支払遅延した委託料につき年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払うものとする。ただし、その額が100円未満であるときは、これを支払わないものとし、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。
(契約不適合責任)

第9条 第6条の規定による完了確認後、契約の内容に不適合があると認められる場合は、甲は、乙に対し、期限を指定して再履行を請求し、又は不適合の程度に応じた委託料の減額を請求することができる。

2 前項の規定は、甲の損害賠償の請求及び解除権の行使を妨げない。

3 第1項の規定する場合において、その不適合が甲の提供した資料等の性質又は甲の与えた指示によって生じたものであるときは、甲は、その不適合を理由として再履行の請求、委託料の減額請求、損害賠償の請求及び本契約の解除をすることができない。ただし、乙がその資料等又は指示が不相当であることを知りながら告げなかったときは、この限りでない。

4 乙が本条に定める責任その他の契約不適合責任を負うのは、第6条の規定により完了確認後1年以内に甲から当該契約不適合を通知された場合に限るものとする。ただし、同条の規定により委託業務を完了したときにおいて、乙がその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(甲の催告による解除)

第10条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合には、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第221条第2項の規定に基づいて甲が行う調査を妨げ、若しくは同項の規定に基づいて甲が求める報告を拒み、又は第2条、第6条第2項若しくは第24条第2項の規定による甲の指示に従わなかったとき。

(2) 正当な理由なく、委託業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

(3) 第3の委託期間内に業務が終了しないとき、又は委託業務を終了する見込みないと乙が認めるとき。

(4) 契約の履行について不正の行為をしたとき。

(5) その他乙又はその代理人がこの契約に違反したとき。

(甲の催告によらない解除)

第11条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することがある。

(1) 乙が委託業務を実施することができなくなったとき。

(2) 乙がこの契約の委託業務の履行を拒絶する意思を明確にしたとき。

- (3) 乙が債務の一部の履行が不能な場である場合又はその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確にした場合において、残存する部分のみでは契約した目的が達成できないとき。
- (4) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達するに足りる履行がされる見込みがないことが明確なとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (6) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人であるが場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する権限を有する事務所、事務所等を代表する者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号、以下この号において「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対する資金等の供給、便宜の供与等により、直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 委託事業を実施するため必要な物品の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙がアからオまでのいずれかに該当する者を物品の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、乙が、これに従わなかったとき。

（暴力団等の通報）

第12条 乙は、この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員による不当な要求又は契約の適正な履行の妨害を受けた場合は、甲に報告するとともに警察官に通報しなければならない。

（甲の損害賠償請求等）

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。但し、賠償範囲は直接の原因で現実に被った通常損害に限り、損害賠償の累計総額は、委託料を限度とする。また、本条に定める損害賠償請求は、第6条の規定による完了確認後6ヶ月が経過した後は行うことができない。

- (1) 委託期間内に委託業務を完了することができないとき。
- (2) 委託業務の履行内容に契約不適合があるとき。
- (3) 第10条又は第11条の規定により、委託業務の完了後にこの契約が解除されたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第1項第1号に該当し、甲が損害の賠償を請求する場合の請求額は、委託料から出来形部分に相応する委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した

額とする。なお、本項の違約金は損害賠償額の予定とする。また、違約金の上限は、遅延日数にかかわらず、委託料の 10%とする。

(契約解除に伴う特例)

第 14 条 第 11 条第 1 項第 1 号の規定により、この契約が解除された場合において、委託業務の一部が完了しているときは、甲は、当該完了部分を確認の上、相当と認める金額を支払い、成果報告帳票の引渡しを受けることができる。

(委託料の返還)

第 15 条 乙は、第 10 条及び第 11 条第 1 項第 3 号から第 6 号の規定により、この契約が解除された場合において、既に委託料の支払いがなされているときは、甲の定めるところにより、委託料を返還するものとする。

2 契約が解除された場合、又は乙がその債務の履行を拒否し、若しくは、乙の債務について履行不能となった場合において、検査に合格した履行部分があるときは、甲は当該履行完了部分に対する代金相当額を支払うものとする。

(延滞金)

第 16 条 乙は、前条の規定により委託料を返還しなければならない場合において、これを甲の定める納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付の額に付き年 2.5 パーセントの割合で計算した延滞金を甲に納付するものとする。

(権利義務譲渡等の禁止)

第 17 条 乙は、この契約から生じる債権を第三者に譲り渡し、又は担保に供さないものとする。

2 前項ただし書に基づいて売掛金債権の譲渡をした場合、甲の対価の支払いによる弁済の効力は、甲が会計規則（平成 4 年岩手県規則第 21 号）第 38 条第 2 項の規定により会計管理者に支出負担行為の確認をした旨の通知を行った時点で生じるものとする。

3 乙は、第三者に債務の弁済を行わせないものとする。

(再委託等の禁止)

第 18 条 乙は、委託業務の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の文書による承認を得たものについては、この限りでない。

2 乙は、前項の規定により、本件業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、この契約の趣旨にのっとり、その取扱いを委託され、又は請け負った個人情報の安全管理が図られるよう、委託を受け、又は請け負った者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

3 乙が本件業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合においては、当該第三者の行為は、乙自らの行為とみなし、これに対しては、乙が当該第三者のすべての行為及びその結果についての責任を負うものとする。

(秘密の保持)

第 19 条 乙の代表者又はその代理人、使用人その他の従事者は、委託業務の実施に当たって知り得た内容について、いかなる理由があっても他に漏らしてはならない。

(データ等の権利帰属)

第 20 条 委託業務の実施のため甲が乙に提供した資料並びに委託業務の実施により作成された成果報告帳票等並びに委託業務に関するデータの記録されている記録媒体の内容を成すデータ（以下「データ等」という。）に関する一切の権利は、甲に帰属する。

2 当該業務の成果物に関する権利（著作権及び著作権法第 27 条、第 28 条に定める権利等）は、

甲が乙に委託料が完納されたときに、乙から譲渡される。

3 前項の規定による権利の譲渡があった場合、乙は著作権人格権を行使しないものとする。

4 業務完了の日から委託料が完納されるまでの間の甲の成果物の使用については、乙はこれを承諾するものとする。

(データ等の管理)

第21条 乙は、データ等の外部への漏えい、滅失、き損等を防止するため、施設設備の管理運営体制に必要な措置を講ずるとともに、善良なる管理者の注意義務をもってデータ等の適正な管理に当たらなければならない。

2 甲は、乙に対して、前項に係る乙の講じた措置について、報告させるとともに、必要に応じて、その改善を求めることができる。

(取扱状況の報告等)

第22条 甲は、乙が取り扱う個人情報の取扱状況について、必要に応じ報告を求め、実地に調査をすることができる。

2 甲は、乙に対し、前項の規定による報告又は調査の結果に基づき、必要な指示をすることができる。

(安全確保上の問題への対応)

第23条 乙は、本件業務の遂行に支障が生じるおそれのある事案の発生を知ったときは、直ちにその旨を甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項の事案が個人情報の漏えい、滅失又はき損その他安全確保に係る場合には、直ちに甲に対し、当該事案の内容、経緯、被害状況等を報告し、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置に関する甲の指示に従わなければならない。

3 乙は、事案の内容、影響等に応じて、その事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る本人への対応（本人に対する適宜の手段による通知を含む。）等の措置を甲と協力して講じなければならない。

(目的外使用等の禁止)

第24条 乙は、委託業務に係るデータ等を委託業務以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、あらかじめ甲の文書による承認を得たものについては、この限りでない。

(複写及び複製の禁止)

第25条 乙は、第2条第1項の規定による甲の指示によるものを除き、委託業務に係るデータ等を複写し、又は複製してはならない。

(データ等の運搬)

第26条 委託業務に係るデータ等の運搬は、乙の責任で行うものとし、その経費は乙の負担とする。

(契約終了後の処理)

第27条 乙は、この契約が終了し、又は解除した場合、甲の指定したものを除き、甲から提供を受けた資料（全部又は一部の複製物を含む。）の全てをこの契約の終了後速やかに甲に返還するものとする。

(保存年限)

第28条 乙は、委託業務に係る経理を明らかにした関係書類を整備し、令和13年3月31日まで保存するものとする。

(補則)

第 29 条 この契約により難い事情が生じたとき、又はこの契約について疑義を生じたときは、甲、乙協議の上定めるものとする。

この契約締結の証として、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれその 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 岩 手 県

代表者 岩手県知事 達 増 拓 也

乙

様式第 1 号

令和 年 月 日

岩手県知事 達増 拓也 様

住 所

受託者

業務完了報告書

令和 7 年度児童生徒の体力・運動能力調査記録集計等業務委託について、仕様書に従い業務を完了したので、報告します。

記

委託期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

令和 年 月 日

岩手県知事 達増 拓也 様

住 所

受託者

委託料請求書

令和 7 年度児童生徒の体力・運動能力調査記録集計等業務委託契約書に従って実施した委託業務の委託料を次のとおり請求します。

請 求 金 額 ①	円
契 約 金 額 ②	円
前 回 ま で の 委託料受領額 ③	円
差 引 残 額 { ②－ (①＋③) }	円
振込先銀行名	銀行 支店 当座 ・ 普通 口座番号

個人情報取扱事務等の委託基準

(令和5年2月9日制定)

(趣旨)

第1 この基準は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第66条第1項、第73条第2項、第121条第2項又は第123条第3項の規定に基づき、実施機関（県が設立した地方独立行政法人を除く。以下同じ。）が法第2条第1項に規定する個人情報、法第73条第1項に規定する仮名加工情報、法第109条第1項に規定する行政機関等匿名加工情報又は法第123条第1項に規定する匿名加工情報（以下「個人情報等」という。）を取り扱う事務又は事業（以下「事務等」という。）を実施機関以外のものに委託する場合において、個人情報等の安全管理について講ずべき措置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基準の対象となる委託契約)

第2 この基準の対象となる委託契約とは、実施機関が個人情報等の取扱いを伴う事務等の全部又は一部を実施機関以外のものに委託する全ての契約をいい、一般に委託と称されるもののほか、印刷、筆耕、翻訳等の契約及び使用料の収納の委託等の公法上の契約を含むものとする。ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき県の事務等の一部を他の普通地方公共団体に委託する場合を除く。

(委託に当たっての留意事項)

第3 実施機関が個人情報の取扱いを伴う事務等を実施機関以外のものに委託するときは、次の事項に留意するものとする。

(1) 委託先の選定に当たっては、個人情報の保護に関し安全管理措置がなされ、別記「個人情報取扱特記事項」（以下「特記事項」という。）を遵守できるものを慎重に選定すること。

なお、特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。）を取り扱う事務等を委託する場合にあっては、実施機関が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるか否かについて、あらかじめ確認すること。

(2) 委託する事務等（以下「委託事務等」という。）を処理させるために委託先に提供する個人情報は、委託事務等の目的の範囲内で、必要かつ最小限のものとする。

(3) 入札に当たっては入札前に、随意契約に当たっては見積書を徴する時に、委託事務等及び当該事務等で取り扱う個人情報の性質を考慮し、次の内容を相手先に周知すること。

なお、周知は、仕様書等の書面に記載して明確にすること。

イ 受注者は、法第66条第2項において準用する同条第1項の規定による安全管理措置を講ずる義務及び契約内容の特記事項について遵守しなければならないこと。

ロ 受注者は、当該業務において取り扱う個人情報の管理責任者（以下「個人情報管理責任者」という。）及び当該業務に従事する者（以下「受注業務従事者」という。）を指定し、実施機関に報告すること。

ハ 受注者は、利用目的以外の目的のために利用しないよう、受託事務等において取り扱う個人情報の使用目的、使用範囲等を明確にすること。

ニ 受注者は、引き渡された個人情報の返還、廃棄等の時期を明確にすること。また、業務完了後も発注者に個人情報の保管を指示された場合は、その方法を明確にすること。その

保管が完了したときは、発注者の指示に従い、速やかに個人情報を返還し、又は廃棄すること。

ホ 受注者は、個人情報の運搬が伴う場合には、運搬の過程で個人情報が紛失等することがないように、受注業務従事者が直接運搬する等、運搬及び受渡しの方法について確実な措置を講じなければならないこと。

ヘ 特記事項に違反した場合には、損害賠償請求、指名停止等の措置を採る場合があり、法に違反した場合には、法の規定に基づき処罰される場合があること。

ト 個人情報の適正な取扱いを確保するため、実施機関は、別途報告又は資料の提出を指示する場合があり、その場合、受注者は、実施機関の指示に従うこと。

(委託契約の類型)

第4 個人情報を取り扱う事務等の委託に係る契約については、事務等の性質によって個人情報の取扱いの実態が異なるため、個人情報を取り扱う事務等の委託契約を分類し、それぞれの類型に応じて個人情報の保護のために必要な措置が講じられるよう、事務等の実態に応じて適切な内容の契約を受注者と締結することが必要であることから、個人情報の取扱いの形態に着目して、次のとおり分類することとする。

【類型1】 県が保有する個人情報を受注者に引き渡してその処理を行わせるもの

例：電算入力データエントリーの委託、通知書等の封入封かん作業

【類型2】 県は個人情報を引き渡さないが、委託事務等の性質上、受注者において個人情報を取り扱うことが予定されているもの

例：世論調査、アンケート調査等、大会・研修会等の運営の委託

【類型3】 委託事務等の性質上、個人情報を取り扱うことが予定されていないが、受注者が当該事務等の遂行に当たって、個人情報を取り扱うことがあり得るもの又は個人情報を入手できる状況となり得るもの

例：庁舎等警備業務、システム等の保守点検・開発業務等

(契約に当たっての措置)

第5 実施機関は、個人情報を取り扱う事務等の委託に係る契約に当たっては、契約書に受注者が特記事項を守るべき旨を記載するものとし、当該特記事項は、第4の類型に応じて特記事項の別表に定める委託契約上の措置例（類型別）に基づき、記載しなければならない。ただし、契約書中に特記事項に掲げる内容を記載し、又は当該委託事務等の性質を考慮して不要な事項を省略し、又は必要な事項を追加することを妨げない。

2 実施機関は、契約書によらないで契約するときは、受注者に別記個人情報取扱特記事項を契約事項として交付し、書面による承諾を得なければならない。

契約書記載例

(個人情報の保護)

第〇条 受注者は、この契約による事務の処理又は事業の遂行をするための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(委託事務等の遂行に当たっての留意事項)

第6 実施機関は、委託事務等の遂行に当たり、個人情報の適切な取扱いを確保するため、当該委託事務等の実態等に応じて、受注者に次の事項を指示し、又は報告を求めるものとする。

- (1) 個人情報管理責任者及び受注業務従事者の指定及びその報告
- (2) 個人情報の取扱いに関する教育研修の実施状況の報告
- (3) 保管方法・場所、作業場所等の管理体制の状況の報告
- (4) 個人情報記録された資料等の運搬を伴う場合にあっては、運搬状況の記録及び記録の保管
- (5) 事故発生時の対応の報告
- (6) その他委託事務等の遂行に当たって取り扱う個人情報の保護のために必要な事項の報告

2 実施機関は、特記事項で発注者の書面による承諾を必要とする事項について受注者から協議があったときは、協議に必要な事項の記載又は添付をした書面の提出を求めなければならない。この場合において、実施機関は、委託事務等の目的を達成するため必要かつやむを得ないと認められ、かつ、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める全ての要件を満たす場合を除き、承諾してはならない。

(1) 個人情報の持出しに関する協議

- イ 実施機関の職員と打合せをするために持ち出す場合等正当な理由があると認められること。
- ロ 持ち出す個人情報の範囲が特定され、及びその範囲が必要かつ最小限であると認められること。
- ハ その他個人情報の保護に関し、安全管理措置が講じられていると認められること。

(2) 契約の目的以外の第三者への提供に関する協議

- イ 法令に基づき提供する場合、実施機関の利用目的の範囲内で提供する場合又は法第 69 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合であって、受注者又は第三者の不正な利益を図るために提供するものではないと認められること。
- ロ 提供する個人情報の範囲が特定され、及びその範囲が必要かつ最小限であると認められること。
- ハ 提供を受ける第三者が提供した目的以外の目的に利用しないと認められ、かつ、利用後、廃棄、返還等の措置が確実に講じられると認められること。
- ニ その他個人情報の保護に関し、安全管理措置が講じられていると認められること。

(3) 複写及び複製に関する協議

- イ 複写又は複製をする個人情報の範囲が特定され、及びその範囲が必要かつ最小限であると認められること。
- ロ 複写又は複製をした資料等を契約の目的以外の目的に利用しないと認められること。
- ハ 複写又は複製の後、当該資料等の廃棄、返還等の措置が確実に講じられると認められること。
- ニ その他個人情報の保護に関し、安全管理措置が講じられていると認められること。

(4) 再委託に関する協議

- イ 受注者が再委託先に対し、第 3 (3) と同様の内容を周知するとともに、前項と同様の指示をし、又は報告させ、特記事項と同等の義務を課していると認められ、かつ、これらを証する書類が実施機関に提出されていること。
- ロ 再委託を行う事務等の範囲及び再委託先に引き渡す個人情報の範囲が特定され、及びその範囲が必要かつ最小限であると認められること。

ハ 再委託先に引き渡した資料等の廃棄、返還等の措置が確実に、かつ、適切に講じられると認められること。

ニ 再委託により事故が発生した場合の責任の所在が明確にされていること。

ホ 実施機関が承諾した場合を除き、再々委託が禁止されていること。

ヘ その他再委託に係る個人情報の保護に関し、安全管理措置が講じられていると認められること。

3 実施機関は、受注者から協議のあった前項の事項について、書面により承諾する場合には、個人情報の保護に関し、必要な条件を付して承諾するものとする。

(事故発生時の対応)

第7 実施機関は、受注者において個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、直ちに状況を把握し、当該受注者とともに、被害の拡大防止又は復旧、情報漏えい等の対象となった本人への対応等のための必要な措置を講じなければならない。また、当該受注者に対して、個人情報の適正管理に関する指導を行い、当該事故の概要、原因等の事実関係、再発防止のために採った措置等が記載された報告書の提出を求めるものとする。

(仮名加工情報を取り扱う事務等の委託)

第8 第3及び第5から第7まで(第6の2(2)を除く。)の規定は、仮名加工情報を取り扱う事務等の委託について準用する。この場合において、第3(3)イ中「法第66条第2項において準用する同条第1項の規定による安全管理措置を講ずる義務」とあるのは、「法第73条第5項において準用する同条第2項の規定による安全管理措置を講ずる」と読み替えるものとする。

2 実施機関は、契約の目的以外の第三者への提供について受注者から協議があったときは、法令に基づき提供する場合を除き、承諾してはならない。

(行政機関等匿名加工情報を取り扱う事務等の委託)

第9 第3及び第5から第7まで(第6の2(2)を除く。)の規定は、行政機関等匿名加工情報を取り扱う事務等の委託について準用する。この場合において、第3(3)イ中「法第66条第2項において準用する同条第1項の規定による安全管理措置を講ずる義務」とあるのは、「法第121条第3項において準用する同条第2項の規定による安全管理措置を講ずる」と読み替えるものとする。

2 実施機関は、契約の目的以外の第三者への提供について受注者から協議があったときは、法第109条第2項各号のいずれかに該当する場合を除き、承諾してはならない。

(匿名加工情報を取り扱う事務等の委託)

第10 第3及び第5から第7まで(第3の(3)へ中「とともに、法に違反した場合には、法の規定に基づき処罰される場合がある」及び第6の2(2)を除く。)の規定は、匿名加工情報を取り扱う事務等の委託について準用する。この場合において、第3(3)イ中「法第66条第2項において準用する同条第1項の規定による安全管理措置を講ずる義務」とあるのは、「法第123条第4項において準用する同条第3項の規定による安全管理措置を講ずる」と読み替えるものとする。

2 実施機関は、契約の目的以外の第三者への提供について受注者から協議があったときは、法令に基づき提供する場合を除き、法第123条第1項の規定による公表を実施機関が行わない限り、承諾してはならない。

附 則

(施行期日)

この基準は、令和5年4月1日から施行する。

別 記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約に係る事務の処理又は事業の遂行（以下単に「業務」という。）の実施に当たっては個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。また、死者に関する情報についてもまた、同様に適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、業務に関して知り得た個人情報及び死者に関する情報をみだりに他に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。業務が終了し、又はこの契約を解除された後においても、同様とする。

(個人情報管理責任者等)

第3 受注者は、業務における個人情報の取扱いに係る管理責任者（以下「個人情報管理責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）を定め、書面により発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、個人情報管理責任者及び業務従事者を変更する場合は、書面によりあらかじめ発注者に報告しなければならない。

3 個人情報管理責任者は、個人情報取扱特記事項（以下「特記事項」という。）に定める事項を適切に実施するよう業務従事者を監督しなければならない。

4 業務従事者は、個人情報管理責任者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(作業場所の特定)

第4 受注者は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、あらかじめ発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、作業場所を変更する場合は、書面によりあらかじめ発注者に報告しなければならない。

(個人情報の持出しの禁止)

第5 受注者は、発注者の指示又は事前の承諾がある場合を除き、個人情報を作業場所から持ち出してはならない。

(保有の制限)

第6 受注者は、業務を行うために個人情報を取得し、又は作成するに当たっては、法令（条例を含む。）の定める所掌業務を遂行するため必要な場合に限り、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならない。

(個人情報の目的外利用及び提供の禁止)

第7 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、業務に関して知り得た個人情報をこの契約の

目的以外のために利用し、又は発注者の書面による承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、毀損及び滅失の防止等)

第8 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、毀損及び滅失の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(教育の実施)

第9 受注者は、個人情報管理責任者及び業務従事者に対して、次に掲げる事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(1) 在職中、当該契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと。退職後においても、同様とすること。

(2) 特記事項において業務従事者が遵守すべき事項その他業務の適切な履行に必要な事項(資料の返還等)

第10 受注者は、業務を処理するために、(※①発注者から引き渡された、又は受注者自らが取得し、若しくは作成した②発注者から引き渡された③受注者自ら取得し、又は作成した) 個人情報が記録された資料は、業務完了後(※使用する必要がなくなった場合は、)直ちに(※①発注者に返還し、又は引き渡す②発注者に返還する③速やかに、かつ、確実に廃棄する)ものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(複写又は複製の禁止)

第11 受注者は、業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等について、発注者の書面による承諾なしに複写又は複製をしてはならない。

(個人情報の運搬)

第12 受注者は、業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬する(※必要がある)ときは、個人情報の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、受注者の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(再委託の承諾)

第13 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の処理を自ら行うものとし、発注者が書面により承諾した場合を除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。なお、再委託した業務を更に委託する場合も同様とする。

2 受注者は、前項の規定による承諾を受ける場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を発注者に協議し、その承諾を得なければならない。

3 前項の場合において、受注者は再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及び結果について責任を負うものとする。

4 受注者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理、監督の手續及び方法について具体的に定めなければならない。

5 受注者は、再委託先に業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理及び監督の状況を発注者に対して適宜報告しなければならない。

(実地調査)

第14 発注者は、受注者が業務に関して取り扱う個人情報の利用、管理状況等について、随時実地に調査することができる。

(指示、報告等)

第 15 発注者は、受注者が業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、受注者に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故発生時の対応)

第 16 受注者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに発注者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、発注者の指示に従わなければならない。

2 発注者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

((※①仮名加工情報②行政機関等匿名加工情報③匿名加工情報)の安全管理措置)

第 17 第 1 から第 5 まで及び第 7 から第 16 までの規定は、(※①個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。)第 73 条第 1 項に規定する仮名加工情報②個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。)第 121 条第 1 項に規定する行政機関等匿名加工情報③個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。)第 123 条第 1 項に規定する匿名加工情報)を取り扱う事務又は事業の委託について準用する。

(仮名加工情報の識別行為の禁止)

第 18 受注者は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等(仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに法第 41 条第 1 項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。)を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。

(仮名加工情報の本人への連絡等の禁止)

第 19 受注者は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、本人に対して、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律(平成 14 年法律第 99 号)第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。)を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。

(行政機関等匿名加工情報の識別行為の禁止)

第 20 受注者は、行政機関等匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該行政機関等匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該行政機関等匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

(匿名加工情報の識別行為の禁止)

第 21 受注者は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは法第 43 条第 1 項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

- 注1 特記事項中の（※）の箇所については、業務の実態に則して、適切な事項を選択するものとする。
- 2 特記事項に違反した場合における契約解除、それに伴う損害賠償については、通常本契約で盛り込まれるものであるため、特記事項中に掲げていないが、本契約において契約事項として措置されてない場合には、特記事項を契約解除の要件、損害賠償の対象に加える等の措置をする必要がある。
- 3 業務の実態に則し、必要な事項を追加し、及び不要な事項を削除するものとする。

別表

委託契約上の措置例（類型別）

別記「個人情報取扱特記事項」の各事項に関し、委託契約の類型ごとに特記すべき事項は、以下のとおりである。

なお、当該類型は参考であり、委託契約の性質及び実態に則し、必要な事項を追加し、及び不要な事項を削除するなどして、委託事務等に係る個人情報の適切な取扱いを確保すること。

【類型１】県が保有する個人情報を受注者に引き渡してその処理を行わせるもの

【類型２】県は個人情報を引き渡さないが、委託事務等の性質上、受注者において個人情報を取り扱うことが予定されているもの

【類型３】委託事務等の性質上、特に個人情報を取り扱うことが予定されていないが、受注者が当該事務等の遂行に当たって、個人情報を取り扱うことがあり得るもの又は個人情報を取り扱える状況となり得るもの

措 置 項 目	類型 1	類型 2	類型 3
第 1 基本的事項	○	○	○
第 2 秘密の保持	○	○	○
第 3 個人情報管理責任者等	○	○	△
第 4 作業場所の特定	○	○	－
第 5 個人情報の持出しの禁止	○	○	－
第 6 保有の制限	○	○	－
第 7 個人情報の目的外利用及び提供の禁止	○	○	－
第 8 漏えい、毀損及び滅失の防止等	○	○	○
第 9 教育の実施	○	○	○
第 10 資料の返還等	○	○	－
第 11 複写又は複製の禁止	○	－	－
第 12 個人情報の運搬	△	△	－
第 13 再委託の承諾	○	○	－
第 14 実地調査	○	○	－
第 15 指示、報告等	○	○	△
第 16 事故発生時の対応	○	○	△

※ ○原則として規定すべき事項。△発注者が必要と認める場合に規定すべき事項。－該当しない。

※ 第 17 から第 21 までは、仮名加工情報、行政機関等匿名加工情報又は匿名加工情報を取り扱わない業務においては不要である。